会　計

継続企業会計基準等の公開草案、公表議決
―ASBJ

去る10月20日、企業会計基準委員会は、第586回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

継続企業

前回親委員会（2026年11月1日号（No.1791）情報ダイジェスト参照）に引き続き、継続企業に関する会計基準について審議が行われた。

企業会計基準公開草案「継続企業に関する会計基準（案）」等について、出席委員全員の賛成により公表議決された。

10月中に公表予定。

のれんの会計処理および関連する開示の検討

前回親委員会（2026年11月1日号（No.1791）情報ダイジェスト参照）に引き続き、のれんの会計処理および開示に関する検討における、のれんの償却期間および償却方法に関する実務上の課題への対応について、審議が行われた。

⑴　のれんの減価パターンと償却期間および償却方法に関する考え方の整理

前回親委員会で提案された、のれんの減価パターンと償却期間および償却方法に関する考え方の整理について、審議が行われた。

事務局は、米国会計基準・IFRS会計基準でのれんの要素として説明されているもののうち、「被取得企業の既存の事業における継続企業要素の公正価値（GC要素）」、「取得企業と被取得企業の純資産および事業を結合することにより期待される相乗効果およびその他の便益の公正価値（シナジー要素）」がコアのれんとされていることなどから、この2つの要素を取得のれんの主要な要素として、一体として分析を行うとした。

そのうえで、取得のれんの償却の考え方を踏まえた「効果の及ぶ期間」と表裏一体の関係にあると分析された。

⑵　今後の検討の進め方

①　回収期間との関係

「投資の合理的な回収期間」と「効果の及ぶ期間」との関係について、今後、整理を行う。

②　償却期間に関する予見可能性

のれんの償却期間については、監査人との協議が必要なため予見可能性が乏しいとの課題に対しては、のれんの価値の減価という忠実な表現を損なわない範囲で実務負担の軽減を図ること（デフォルトの償却期間を設けるなど）を模索する。

③　償却の開始時期

GC要素とシナジー要素を取得のれんの主要な構成要素として捉える場合、シナジー効果の発現時期と取得のれんの償却の開始時期との関係について、今後、検討していく。

＊

委員からは賛意が聞かれた一方、「①と③はあるべき論だが、②だけ割り切りの問題で、両者は相反するのでは」などの意見が聞かれた。

保険契約全般に関する会計基準

IFRS17号「保険契約」の適用や、ASBJの中期運営方針で保険契約が具体的な検討を行う領域とされていること、金融商品の分類・測定といった関連プロジェクトの進展等の状況を踏まえ、保険契約全般に関する会計基準のあり方の検討を開始することについて審議が行われた。

事務局から、次の方向性が提案された。

- IFRS17号をそのまま日本基準に取り込むことを前提とするものではないが、IFRS17号を出発点として分析を行う。
- これらの検討を行った後、保険契約全般に関する会計基準の着手に関する議論を行う。その議論を踏まえ、金融商品と保険契約に関する両会計基準の開発に関するロードマップの策定に関する議論を行う。

委員からは賛成意見が聞かれた。

・保険契約全般に関する会計基準のあり方についての検討を開始する。当該検討において、

会　計

債権の分類に回収および売却事業モデルを設ける方向へ
―ASBJ、金融商品専門委

去る10月14日、企業会計基準委員会は第263回金融商品専門委員会を開催した。

前回専門委員会（2026年10月10日号（No.1789）情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融商品の分類および測定に関する会計基準に関する審議が行われた。

また、10月20日開催の第586回親委員会でも同様のテーマが審議された。

主な審議事項は次のとおり。

債権の事業モデルの検討

第259回専門委員会（2026年8月10日号（No.1784）情報ダイジェスト参照）等では、金融商品の分類アプローチについて、原則として保有目的に基づく分類からIFRS9号「金融商品」の事業モデルに基づく分類に移行しつつ、債権につい

ては回収事業モデルのみとする事務局提案に対して、債権の事業モデルを回収事業モデルのみとした場合に実態を反映しない企業が生じる可能性や将来的に回収および売却事業モデルが必要となる状況が生じることを懸念する意見が聞かれた。また、海外における事例調査を実施することがよいとの意見も聞かれていた。

そこで、今回は債権の事業モデルについて、IFRS会計基準を適用する欧州企業およびわが国におけるIFRS任意適用企業における事例調査の結果を踏まえた事務局の追加的な分析および再提案が示された。

追加的な分析と再提案

事務局は、欧州およびわが国のIFRS会計基準適用企業の事例調査結果から、債権を回収および売却事業モデルのなかで保有している企業が一定程度存在しており、営業債権等のファクタリング契約については、わが国においても資金調達方法として一般的に行われていると考えられるとした。

ここで、仮に債権について回収および売却事業モデルを設けた場合の長所としては、次のことが考えられる。

(1) 頻繁に債権を売却する事業モデルを採用している企業にとっては、事業モデルを忠実に表現する会計処理を行うことができる。

(2) 債権について事業モデルを回収事業モデルのみとすると、将来的に回収および売却事業モデルが必要となる状況が生じた場合には、会計基準の改正に関する手続が必要となり、適時に対応できないことが懸念される。一方、当初から債権について回収および売却事業モデルに関する定めを設けておけば、そのような状況を回避できる。

(3) IFRS任意適用企業の個別財務諸表において日本基準を適用した場合でもIFRS会計基準に従い作成するうえで、基本的に修正が不要となる。

これらの分析を踏まえ、事務局は、債権の事業モデルについての提案を見直し、債権についても回収および売却事業モデルの分類を設けることを提案した。

専門委員からは、賛同する意見が聞かれた。

第586回親委員会でも、事務局案を支持する意見が聞かれた。

管理部門必修
リスク管理講座

川崎重工の架空発注事件(後編)

危機管理システム研究学会理事　博士(政策研究)
樋口　晴彦

川崎重工内で架空発注が長期にわたり発覚しなかったのはどうしてでしょうか。発注時の買入要求票は現場責任者の「工担」が起案していましたが、修繕部の上長が確認して決裁することとされていました。ところが実際には、特別にイレギュラーな場合を除き、上長は内容をチェックせずに決裁していました。また、発注先も工担が個別に指定できたため、共謀関係にある業者に架空発注を回すことが可能でした。

さらに問題だったのは納品です。前編で述べたとおり養生材の名目で架空発注が行われており、業者から納入された物品がそれと違うことは一目瞭然でした。ところが現品確認を行う物品管理室の担当者は、物品が違うことを承知のうえで納品書に押印していました。物品管理室は修繕部の一部署であったうえに、担当者は1人だけなので工担が共謀関係に取り込むのは容易だったと推察されます。

本事件を受けて川崎重工では、修繕部に集中していた各種権限を分散する対策を実施しました。要するに、不正を起こしたくても起こせないような体制を築こうとしたわけですが、筆者は必ずしもそれに賛同しません。

前記のようなしくみにしていたのは、そうする必要性が存在したからです。一般の艦艇と違って潜水艦は深度数百メートルで航行するため、トラブルが発生すれば沈没、乗員全員殉職という大惨事につながりかねません。徹底した修理が必要ですが、工事の途中で新たな要修理箇所が発見されることも少なくありません。それでも予定期間内に工事を終えるため、工担にできるだけ多くの裁量を持たせて、臨機応変に対処させていたのです。

それなのに権限分散を一方的に進めれば、各部署との調整に時間とエネルギーがかかるようになって工担の負担が増大します。その結果、安易な妥協により修理が不十分になったり、工事が遅れて予定期間を超過したりするおそれが生じます。

米国流マネジメントであれば、徹底した修理と工期遵守という矛盾する命題を両立するため、工担に権限を集中させることはむしろ当然の措置です。不正のリスクが高くなることは避けられませんが、それに対してはコーポレート部門が特別に力を入れて監視すればよいだけのことです。

日本では、不祥事が発生すると川崎重工のように現場をガチガチに縛り上げるケースが少なくありません。しかし、そうすることによって、ただでさえ不足気味の柔軟性や即応性が大きく減退し、組織の活力が失われることのマイナス面についても、もう少し考えたほうがよいのではないでしょうか。「角を矯めて牛を殺す」という警句もあります。

ちなみに本事件でも、その気になれば不正の発見は可能だったように感じています。たとえば、今回の架空取引の対象は養生材でしたが、私が監査担当者ならば、そうした一般資材をどうして業者指定で発注するのか追及していたでしょう。現場を厳しく縛るよりも、まずはコーポレート部門によるチェックが形骸化していないか検証したほうがよいのではないでしょうか。

最後に、そもそも裏金作りが開始された発端は、現場で必要な物品がなかなか調達できないことでした。しかし今回の対策メニューは、調達手続の見直しについて言及していないようです。この根本原因を解消しない限り、不正の「根」はいつまでも残り続けるのではないかと気がかりです。

会計

排出量取引制度に係る実務対応報告の適用時期は本年12月1日以後開始年度の期首から

―ASBJ、実務対応専門委

去る10月15日、企業会計基準委員会は第182回実務対応専門委員会を開催した。

前回専門委員会（2026年10月10日号（No.1789）情報ダイジェスト参照）に引き続き、排出量取引制度に係る会計上の取扱いについて審議が行われた。

また、10月20日開催の第586回親委員会でも同様のテーマが審議された。

主な審議内容は次のとおり。

適用時期および経過措置

適用時期について、これまで、排出量取引制度に対応する会計基準を開発する際、制度の開始時期と合わせた2026年4月1日以後開始する事業年度からの適用が検討されてきた。

しかしながら、2026年度分の排出目標量の届出や排出実績量の報告等が2027年度中となるなど、制度の初年度については特例的なスケジュールとなるため、事務局は一定の実務上の困難性があるとして、次の提案を示した。

(1) 連結および個別財務諸表については、2026年12月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用する。期中連結および期中個別財務諸表については、2027年11月30日を含む期中会計期間の期首から適用する。

(2) 制度上の初年度である2026年度の割当年度に係る、排出実績量が無償で割り当てられた排出枠の数量を上回ることが見込まれる場合に計上する費用のうち、適用初年度の期首より前の期間における影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。

(3) 結論の背景において、本実務対応報告の適用初年度の期首より前においては、排出実績量が無償で割り当てられた排出枠の数量を上回ることが見込まれる場合であっても、企業会計原則注解（注18）に基づく引当金の計上は要しないことが考えられる旨を記載する。

専門委員からは賛意が聞かれた。また、「適用初年度の期首より前の期間における影響額の算定に用いる単価の取扱いについて明確化したほうがよい」との意見に、事務局は公開草案の文案に、市場開設後に市場価格が決定された日の終値を単価とする文言を追加すると回答した。

第586回親委員会でも事務局案に同意する意見が聞かれた。

公開草案の文案

事務局は、前回までの専門委員会や親委員会の意見を踏まえて文案の見直しを行った。

たとえば、制度対象事業者においては、無償で割り当てられた排出枠の売却があってもただちに損益を計上せず、売却による入金額の金額を仮受金の負債として計上することとされているが、この仮受金の負債は、排出枠の売却額を意味する場合もあれば、保有義務を充足するために排出枠を買い戻す義務を意味する場合もあるため、その計上時においては性質が未確定の仮勘定項目であると考えられる旨を、結論の背景に追記した。

専門委員および第586回親委員会で異論は聞かれなかった。

金融

日銀の追加利上げと長期金利の行方

日銀の植田総裁は10月16日の会見で、経済や物価の状況に応じて追加利上げを続ける方針を示した。9月18日に政策金利を1・25％程度へ引き上げた後も、金融環境はなお緩和的としている。基調的な物価上昇率が2％に近づき、政策運営も物価を2％へ引き上げる段階から、その付近で安定させる段階へ移りつつあるとしている。一方で、利上げの目安となる中立金利の水準は特定できず、これまでの利上げの累積効果を確認する考えも示した。

日銀が3月27日に公表した自然利子率、つまり実質の中立金利の推計は2025年7～9月時点でマイナス0・9～プラス0・5％、物価目標の2％を加えた名目中立金利の参考値は1・1～2・5％となる。財務省公表の10年金利は10月1日の3・092％から10月20日に2・927％へ低下している。

政策金利は参考値の下限に近

経理用語の豆知識

☑ 内部統制の評価範囲に制約がある場合

内部統制評価基準に基づき、本来、経営者が評価範囲に含めるべきであると監査人が判断する内部統制について経営者が評価を実施していない場合、監査人は、経営者が評価対象としなかった範囲の与える影響に応じて、監査意見への影響を検討しなければならない。

経営者による評価範囲の妥当性の判断は監査範囲の制約の問題として取り扱うことになる。

財務諸表監査の過程で監査人により財務諸表の重要な誤謬が指摘され、当該誤謬が経営者による内部統制評価の対象でない重要な事業拠点や業務プロセスから発生している場合、監査人は、内部統制の評価対象に含めることが適切であるかどうかを検討しなければならない。また、必要に応じて経営者と協議しなければならない。

監査人は、経営者がやむを得ない事情により、内部統制の一部について十分な評価手続を実施できなかったとしている場合には、除外した事情が合理的であるかどうか十分に検討しなければならない。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日　付	法　規　等	出　所	備　考
2026年 10月13日	テクノロジー委員会研究文書15号「デジタル監査証拠に関する研究文書」	JICPA	企業の業務においてデジタル化が進展するなか、そのような業務には財務報告に関連する内部統制も含まれることが想定されることから、デジタル化された監査証拠に対する公認会計士の理解の促進のため、具体的な事例等を示すことを目的として、取りまとめたもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20261013oct.html
2026年 10月16日	改正企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」等	ASBJ	金融資産の減損について、将来予測的な情報を含む広範囲の情報の使用および予想信用損失のより適時の認識を通じて、予想信用損失モデルが金融商品の信用リスクの変動を描写することによって、経済的意思決定のための関連性のある情報を提供することを目的として開発されたもの。あわせて、企業会計基準適用指針36号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」の新設のほか、計14本の会計基準等が改正されている。 https://www.asb-j.jp/jp/accounting_standards/y2026/2026-1016.html
2026年 10月16日	監査基準の改訂について（公開草案）	金融庁	継続企業の前提に係る国際監査基準が改訂されたこと、また、国内外において重要な虚偽表示の原因となる不正が発生したことを受けたもの。継続企業の前提については、国際監査基準との整合性を確保しつつ、より適切な対応を監査人に求めるとともに、継続企業の前提に関する説明および情報提供の一層の充実を図ることが必要であることと、また、不正については、国際監査基準とわが国の監査基準および不正リスク対応基準との整合性を確認するとともに、わが国の監査基準等が近時の不正会計事案の特質等に照らしても監査人に適切な対応を求めるものとなっているかを検討することとし、取りまとめている。コメント期限は11月16日。 https://www.fsa.go.jp/news/r8/sonota/20261016-2/20261016.html

い。ただ、それだけで利上げの余地が大きいと考えるのは早い。中立金利が1・1％なら、現在の政策金利はすでにそれを上回っており、追加利上げは企業の投資や家計の消費を抑える方向に働く。このため、金融環境が緩和的だからと利上げを続ければ、景気には強いブレーキをかけるおそれがある。しかし、物価上振れへの対応が遅れれば、将来の物価上昇を警戒した国債売りで長期金利が上昇し、景気への負担は別の形で増すことになる。景気への配慮から利上げを控えることが、必ずしも資金調達コストの抑制にはつながらないわけだ。むしろ、物価の上振れを防ぐ利上げを続けつつ、その効果をみながら、利上げのペースを落とせるかが焦点だ。

ただし、物価安定への信認を保っても、市場が見込む利上げの到達点が上がれば、長期金利には上昇圧力が残る。企業は変動金利借入れの負担増に加え、長期金利が再び上がれば固定金利の新規借入れや借換えでも影響を受ける。こうした状況では、足元の長期金利低下だけで企業の借入負担が軽くなるとはいいにくいだろう。

証券

米中間選挙の株式市場への影響

今年の株式市場も最後の四半期に入って1カ月弱、株価がフィナーレを飾れるように日々の経済、政治がよい方向へ向かうことを願うものである。しかし、世界を動かすトランプ米大統領がこれまで繰り出してきた経済や政治の政策は成果を上げてきたとはいえそうにない。なぜなら、世界を脅かす石油・エネルギー問題は改善せず、世界インフレの沈静化は進まず、政治ではウクライナ、中東の戦争は終結の兆しもみえないからだ。

このような推移にもかかわらず、AI、半導体産業の超高成長という展望に導かれ、米国、日本、韓国、台湾の株価は暴騰し、世界中の株価が好調であるという印象が生まれた。しかし、株価暴騰の国も10月は停滞が目につくようになり、今年の高値からは遠ざかりつつある。

11月早々、米国民はトランプ政治を評価する中間選挙を迎える。選挙予想が更新されるたび、野党・民主党の優勢、与党・共和党の劣勢が明らかになってきた。選挙の結果、米議会で与野党勢力が逆転すると、米大統領の政策は転換を余儀なくされることになる。

選挙の結果は株式市場に大きな影響を与えない、という説がある。また、政策転換といっても、米民主党優勢の議会が大統領とどう対峙するか、まだ不透明であるといわざるを得ない。しかし、これまでの米大統領の政策姿勢が選挙結果によって変えられるとなると、株式市場は大きな影響を受けるだろう。政治と株式市場の関係が問われる機会になると思われるからだ。

米中間選挙の株式市場への影響は、米国以外の国々にも及んでいく。とりわけ、日本、韓国、台湾の3カ国は、まず米大統領が生成AIの開発方向について、何を言い出すか、そして、それが半導体需要予想にどう影響するか、神経を尖らせなければならない。また、米国内の所得格差拡大に反対する米民主党は金融所得への課税強化を求める可能性がある。これは株式市場にとって、見逃すことのできない重要問題である。